

令和4年6月17日（金）

教育委員会事務局文化財課
担当者 安（やす）
内線 5625
直通 225-1844

国の文化財の登録について

- 1 国の文化審議会（会長 佐藤 信^{さとう まこと}）は、令和4年6月17日（金）に、法師庭園^{ほうししていえん}（小松市）を登録記念物（名勝地関係）に登録するよう、文部科学大臣に答申した。
- 2 登録されれば県内の登録記念物は1件となる。末浄水場園地（金沢市）が初めて登録（平成20年7月）され、後に名勝指定（平成22年2月）により登録抹消されているため、県内初例ではない。

法師庭園

- 1 名称 法師庭園 (ほうしていえん)
- 2 種別 登録記念物 (名勝地関係)
- 3 所在地 小松市栗津町ワ46番1ほか
- 4 面積 2649.88㎡

5 概要

小松市栗津町に所在する法師庭園は、栗津温泉の由緒ある旅館「法師」において、明治期に成立し大正～昭和期にかけて整えられた庭園である。複数の池泉、築山、飛び石、灯籠等石造物が配置され、多くの宿泊客の観賞と散策に供しており、名勝地として後世に伝えていくべき価値がある。



法師庭園の位置



法師庭園 築山



法師庭園 池泉